

証券コード(1841)
(発送日) 2025年6月10日
(電子提供措置の開始日) 2025年6月4日

株 主 各 位

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社
取締役社長 馬 場 宏二郎

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sanyu-co.co.jp>
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会招集通知など」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/1841/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「サンユー建設」又は「コード」に当社証券コード「1841」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

また、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により2025年6月25日（水曜日）午後5時30分までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都大田区南雪谷2丁目17番8号
サンユー建設株式会社 本社ビル5階会議室
（末尾の会場案内図をご参照ください）
3. 目的事項
報告事項 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
議 案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項

3ページ【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、株主様に対して今回交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ②連結計算書類の「連結注記表」
 - ③計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanyu-co.co.jp>）に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会会場には、車椅子の方がご利用いただける多目的トイレが設置されていますので、ご利用ください。



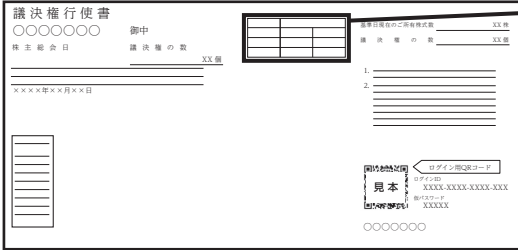
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 株主総会にご出席される場合	 インターネットで議決権を行使される場合	 書面（郵送）で議決権を行使される場合
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。	次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。	議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
日 時	行使期限	行使期限
2025年6月26日（木曜日） 午前10時	2025年6月25日（水曜日） 午後5時30分入力完了分まで	2025年6月25日（水曜日） 午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
御中
株主総会日
議決権の数
XXXX
XXXX年X月X日

議案
賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

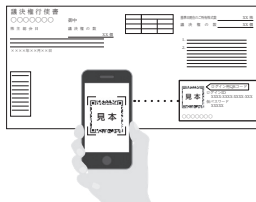
- インターネット等及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使として取り扱いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱いたします。
- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

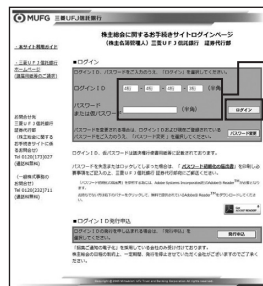
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 剰余金の処分の件

当社は、安定的利益還元という経営政策並びに今後の経営環境を勘案いたしまして、安定配当の維持に努めることを基本方針としており、当初、当期の期末配当金は、普通株式1株につき15円と予想しておりましたが、2025年4月18日に発表させていただいているとおり、最近の業績の動向や財務状況等を総合的に勘案し、当期の期末配当金は当初予想の普通配当15円から5円増配し、1株当たり20円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金20円

この結果、中間配当金（1株につき金10円）を含めました当期の年間配当金は1株につき金30円となります。

なお、期末配当金の配当総額は64,989,740円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年6月27日

以上

第76期 事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、物価上昇の影響を受けつつも、経済活動の正常化や雇用・所得環境の改善が進み、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、中東及びウクライナ情勢の長期化による地政学リスクの高まり、継続する円安基調による資源・エネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、民間設備投資の回復傾向や安定的な公共投資により、底堅く推移しました。一方で、建設資材やエネルギー価格の上昇、さらには建設業の時間外労働上限規制への対応など、多くの課題に直面し、依然として厳しい事業環境で推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、「創意・熱意・誠意」を結集し、安定した利益確保に向けて、生産性向上と顧客満足度向上を重視した事業活動を展開してまいりました。各セグメントにおいては、①建築事業では、品質・技術のさらなる向上、収益力の強化、②不動産事業では、建売分譲販売強化、賃貸物件の安定提供、③金属製品事業では、製品開発及び利益体質の確立、④ホテル事業では、安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応及び利益体質の確保を重点施策に掲げ、全社一丸となって全力で取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高10,411百万円（前年同期比9.8%減）、営業利益689百万円（前年同期比31.3%増）、経常利益718百万円（前年同期比27.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益480百万円（前年同期比29.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

[建築事業]

原材料やエネルギー、職人確保などのトータル建設コストの上昇により、工夫が必要とされました。また時間外労働上限規制などへの対応に苦慮しましたが、業務の効率化等により利益率が改善いたしました。結果、受注高7,710百万円（前年同期比13.9%増）、完成工事高7,301百万円（前年同期比9.2%増）、セグメント利益783百万円（前年同期比182.2%増）となりました。

[不動産事業]

都心近郊の建売分譲販売（サンリーフ）は、事業拠点が3つとなり土地購入に対して順調に推移しましたが、住宅建設及び販売時期とのバランスに苦慮しました。不動産賃貸業では堅調な収入を確保できた結果、不動産事業収入1,990百万円（前年同期比46.0%減）、セグメント利益467百万円（前年同期比34.2%減）となりました。

[金属製品事業]

主力製品である鋼製型枠パネルは安定して受注出来たものの、取引先の事業縮小、鋼材価格の高騰及び物流コストの上昇に対応してきました。受注価格の見直し交渉を余儀なくされた製品もあり、結果、金属製品売上高510百万円（前年同期比9.2%減）、セグメント利益19百万円（前年同期比62.2%減）となりました。

[ホテル事業]

国内旅行回復やインバウンド需要の高まり等により、概ね回復基調で推移しました。人材の雇用育成に苦慮しつつ多様化するお客様の動向に対して的確に対応することが求められています。施設の維持修繕も継続的に行う必要があり、集客面で苦戦した結果、ホテル事業売上高609百万円（前年同期比0.2%減）、セグメント損失44百万円（前年同期31百万円損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、98百万円であります。
その主なものは、福利厚生施設の建設費によるものであります。

(3) 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
受 注 高	8,693	5,847	6,767	7,710
売 上 高	8,119	9,225	11,546	10,411
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	131	119	371	480
1株当たり当期純利益	36円69銭	33円18銭	106円59銭	148円00銭
総 資 産	14,105	14,617	14,726	14,426
純 資 産	11,102	11,155	11,242	11,582

- (注) 1. 受注高の推移は建築工事の受注高であります。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を除いた株式数に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

当社グループにおきましては、全社員の創意・熱意・誠意を結集し、【ものづくり】【コトづくり】を通じて、社会の満足を得る質の高いサービスを提供する事を意識し、安定した利益を確保するために次の目標を掲げ全社一丸となり取り組んでまいります。

- ①建築事業における品質・技術のさらなる向上、収益力の強化。
- ②不動産事業における建売分譲販売強化、賃貸物件の安定提供。
- ③金属製品事業における製品開発及び利益体質の確立。
- ④ホテル事業における安定したサービスの提供、安全安心してご利用を頂ける対応及び利益体質の確保。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社の状況
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
行方建設株式会社	1,000万円	100%	型枠大工工事業

(7) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業部門	事業内容
建築	新築ビル、戸建住宅、改修工事他
不動産	売買、賃貸、仲介、企画
金属製品	中厚金属板加工、住宅用機材製造
ホテル	旅館、ホテル、簡易宿泊施設

(9) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社

営業所	本社（東京都大田区）、関東営業所（埼玉県北足立郡伊奈町）、町田センター（東京都町田市）、相模原センター（神奈川県相模原市）、横浜センター（神奈川県横浜市）伊豆網代温泉松風苑（静岡県熱海市）、ビーグル東京 Hostel&Apartments（東京都大田区）、コレドール湯河原 Dog&Resort（神奈川県湯河原町）
工場	埼玉工場（埼玉県北足立郡伊奈町）

②子会社

行方建設株式会社	本社（埼玉県川口市）、資材置場（埼玉県川越市）
----------	-------------------------

(10) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
169名（74名）	15名増（7名減）

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
157名（74名）	14名増（7名減）	46.0歳	10.1年

（注）従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）内に外数で記載しております。

(1) **主要な借入先の状況**（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(2) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) **発行可能株式総数** 8,800,000株
(2) **発行済株式の総数** 4,000,000株（自己株式 750,513株を含む）
(3) **株主数** 901名
(4) **上位10名の株主**

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公益財団法人ホース未来福祉財団	400,000株	12.3%
(株)井門コーポレーション	258,700	8.0
秋 山 武 男	171,400	5.3
(株)三菱UFJ銀行	160,000	4.9
秋 山 鉄 工 建 設 (株)	149,700	4.6
(株)フリーパネル	139,000	4.3
馬 場 邦 明	111,330	3.4
(株)井門エンタープライズ	100,000	3.1
(株)カバロ企画	100,000	3.1
馬 場 雄 一 郎	96,653	3.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を750,513株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) **当事業年度中に交付した譲渡制限付株式報酬の状況**

役 員 区 分	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 13,000株	5名

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	馬場 宏二郎	
代表取締役副社長	馬場 雄一郎	
取締役	大友 正弘	建築部門担当
取締役	村山 泰一	住宅事業部長 兼 不動産部長
取締役	長谷川 哲夫	総務部長
取締役	永塚 良知	弁護士
取締役	細 渕 英 男	
常勤監査役	宇 高 稚 彦	
監査役	工 藤 隆 志	税理士
監査役	千 葉 進	税理士

- (注) 1. 取締役永塚良知氏及び細渕英男氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役永塚良知氏は、弁護士の資格を有しており、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 監査役工藤隆志氏及び千葉進氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役工藤隆志氏及び千葉進氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しております。

(2) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

①就任

該当事項はありません。

②退任

2024年6月26日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役清本孝敏氏、取締役下瀬川泰氏の2名は退任いたしました。

③当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役永塚良知氏及び細渕英男氏、各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役・監査役・執行役員全員及び取締役会で選定された重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者が自身の職務執行に起因して負担することになる争訟費用や法律上の損害賠償金を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為を起因とする損害等は、填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	株式報酬
取締役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	135百万円 (9百万円)	121百万円 (9百万円)	13百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5百万円 (1百万円)	5百万円 (1百万円)	(-) (-)
合計 (うち社外役員)	12名 (4名)	140百万円 (11百万円)	126百万円 (11百万円)	13百万円 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給人数には2024年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
3. 当社は、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって取締役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。
- これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、6百万円の役員退職慰労金を支給しております。

＜上記報酬等に関する事項＞

①株式報酬（非金銭報酬等）の内容

当社が導入している譲渡制限付株式報酬制度の内容は、取締役（社外取締役を除く）に対し企業価値の持続的な向上に資するインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として割り当てるものです。

②取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。また、当該基本報酬とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する報酬額について、2018年6月27日開催の第69回定時株主総会において、年額200万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

当社監査役の基本報酬（金銭報酬）の額は、2006年6月28日開催の第57回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額150万円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③取締役の個人別の報酬の内容についての決定方針に関する事項

i) 当該方針の決定方法

当社取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は取締役会において決議しており、その概要は以下のとおりです。

ii) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、基本報酬とインセンティブを目的とした譲渡制限付株式報酬で構成する。

監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払う。

各取締役の個人別の基本報酬については月例の固定報酬とし、人格、勤続年数、職務経験、業績、資格等の包括的な諸条件、また当社の企業価値向上に対する実効力を勘案し、各取締役の重点施策の推進状況を反映し、株主総会にて定められた範囲内で決定する。

譲渡制限付株式報酬については、取締役の役務と職務価値をもとに個人別の割当個数（株数）を取締役会で決定し、株主総会にて決議をいただいた範囲内で毎年一定の時期に付与する。

基本報酬と譲渡制限付株式報酬の支給割合については、株主の皆様と各取締役が利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために最も適切な支給割合とする。

- iii) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、公正性・透明性を確保するため、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会が個別報酬案を作成・答申し、この答申を踏まえて取締役会の委任決議を受けた代表取締役社長が承認していることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役の報酬等のうち、基本報酬については、個人別の具体的内容の決定を代表取締役社長馬場宏二郎に委任する旨の決議を取締役会にて行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会の答申を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられています。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役永塚良知氏は、「光和総合法律事務所 パートナー弁護士」「東京地方裁判所 民事調停員」「日章鋳螺株式会社 社外監査役」「オンコリスバイオファーマ株式会社 社外監査役」「日本金属株式会社 社外取締役」であり、社外取締役細渕英男氏は、「株式会社マサル 社外取締役」であります。各団体及び法人と当社との間には特別な関係はありません。

②特定関係事業者の業務執行者または非業務執行役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	永 塚 良 知	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回（100％）に出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの助言・提言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	細 渕 英 男	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回（100％）に出席し、必要に応じ、企業経営経験者としての豊富な経験と専門的な知見からの助言・提言を積極的に行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、上記のほか、独立した客観的立場から経営陣の監督に努めております。
社外監査役	工 藤 隆 志	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回（100％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	千 葉 進	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回（100％）、監査役会9回のうち9回（100％）に出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

20,500千円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。当該金額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行の状況や監査の品質等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を行います。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,313,326	流 動 負 債	1,869,668
現 金 預 金	3,780,004	工 事 未 払 金	652,506
受 取 手 形	58,528	買 掛 金	47,036
完成工事未収入金	504,658	1年以内返済予定の長期借入金	17,925
不動産事業未収入金	2,525	リ ー ス 債 務	134
売 掛 金	132,267	未 払 法 人 税 等	164,344
商 品 及 び 製 品	35,617	未 成 工 事 受 入 金	595,307
未 成 工 事 支 出 金	146,364	不 動 産 事 業 受 入 金	8,300
販 売 用 不 動 産	214,783	賞 与 引 当 金	9,548
不 動 産 事 業 支 出 金	1,287,958	完 成 工 事 補 償 引 当 金	800
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	66,810	工 事 損 失 引 当 金	5,087
仕 掛 品	10,911	そ の 他	368,678
そ の 他	72,895	固 定 負 債	974,714
固 定 資 産	8,113,200	長 期 借 入 金	94,872
有 形 固 定 資 産	7,393,993	退 職 給 付 に 係 る 負 債	317,744
建 物 ・ 構 築 物	2,464,100	預 り 保 証 金	526,601
機 械 ・ 運 搬 具	70,222	そ の 他	35,496
工 具 器 具 ・ 備 品	16,511		
土 地	4,789,870	負 債 合 計	2,844,383
リ ー ス 資 産	202	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	53,086	株 主 資 本	11,390,877
無 形 固 定 資 産	52,532	資 本 金	310,000
投資その他の資産	666,674	資 本 剰 余 金	322,694
投 資 有 価 証 券	485,386	利 益 剰 余 金	11,413,931
関 係 会 社 株 式	51,682	自 己 株 式	△655,747
長 期 前 払 費 用	7,510	その他の包括利益累計額	191,266
繰 延 税 金 資 産	49,350	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	191,266
そ の 他	72,744	純 資 産 合 計	11,582,144
資 産 合 計	14,426,527	負 債 純 資 産 合 計	14,426,527

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	7,301,519	
不動産事業収入	1,990,170	
兼業事業売上高	1,119,722	10,411,413
売上原価		
完成工事原価	6,518,248	
不動産事業原価	1,522,665	
兼業事業売上原価	1,144,171	9,185,085
売上総利益		
完成工事総利益	783,271	
不動産事業総利益	467,505	
兼業事業総損失	△24,448	1,226,327
販売費及び一般管理費		537,157
営業利益		689,170
営業外収益		
違約金収入	2,793	
受取利息配当金	16,611	
その他の	11,290	30,695
営業外費用		
支払利息	970	
その他の	0	970
経常利益		718,895
特別損失		
固定資産売却損	24,434	24,434
税金等調整前当期純利益		694,460
法人税、住民税及び事業税	224,460	
法人税等調整額	△10,272	214,188
当期純利益		480,272
親会社株主に帰属する当期純利益		480,272

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計
当 期 首 残 高	310,000	321,043	11,030,883	△667,096	10,994,830
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△97,224		△97,224
親会社株主に帰属する当期純利益			480,272		480,272
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬		1,651		11,349	13,000
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	1,651	383,047	11,349	396,047
当 期 末 残 高	310,000	322,694	11,413,931	△655,747	11,390,877

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	247,473	247,473	11,242,303
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△97,224
親会社株主に帰属する当期純利益			480,272
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			13,000
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△56,206	△56,206	△56,206
当 期 変 動 額 合 計	△56,206	△56,206	339,840
当 期 末 残 高	191,266	191,266	11,582,144

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,747,928	流 動 負 債	1,640,454
現 金 預 金	3,323,264	工 事 未 払 金	577,699
受 取 手 形	50,631	買 掛 金	47,036
完成工事未収入金	447,994	未 払 金	168,448
不動産事業未収入金	2,525	未 払 費 用	37,765
売 掛 金	132,267	未 払 法 人 税 等	125,941
商 品 及 び 製 品	35,617	未 成 工 事 受 入 金	515,729
未 成 工 事 支 出 金	146,364	不 動 産 事 業 受 入 金	8,300
販 売 用 不 動 産	214,783	預 り 金	44,089
不動産事業支出金	1,287,958	前 受 収 益	48,219
原材料及び貯蔵品	33,940	賞 与 引 当 金	6,160
仕 掛 品	10,911	完成工事補償引当金	800
そ の 他	61,667	工 事 損 失 引 当 金	5,087
固 定 資 産	8,195,240	そ の 他	55,174
有 形 固 定 資 産	7,316,207	固 定 負 債	878,745
建 物 ・ 構 築 物	2,452,550	退 職 給 付 引 当 金	317,744
機 械 ・ 運 搬 具	31,988	預 り 保 証 金	526,601
工 具 器 具 ・ 備 品	16,511	そ の 他	34,399
土 地	4,776,370	負 債 合 計	2,519,199
建 設 仮 勘 定	38,786	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	51,880	株 主 資 本	11,231,810
借 地 権	42,374	資 本 金	310,000
ソ フ ト ウ ェ ア	6,376	資 本 剰 余 金	322,694
そ の 他	3,130	資 本 準 備 金	310,093
投資その他の資産	827,151	そ の 他 資 本 剰 余 金	12,600
投 資 有 価 証 券	477,729	利 益 剰 余 金	11,254,863
関 係 会 社 株 式	222,878	利 益 準 備 金	77,500
長 期 前 払 費 用	7,510	そ の 他 利 益 剰 余 金	11,177,363
繰 延 税 金 資 産	49,248	別 途 積 立 金	7,200,000
そ の 他	69,785	繰 越 利 益 剰 余 金	3,977,363
資 産 合 計	13,943,168	自 己 株 式	△655,747
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	192,158
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	192,158
		純 資 産 合 計	11,423,968
		負 債 純 資 産 合 計	13,943,168

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		
完成工事高	6,063,622	
不動産事業収入	1,990,170	
金属製品売上高	510,719	
兼業事業売上高	609,003	9,173,515
売上原価		
完成工事原価	5,501,352	
不動産事業原価	1,522,665	
金属製品売上原価	490,887	
兼業事業売上原価	653,283	8,168,189
売上総利益		
完成工事総利益	562,269	
不動産事業総利益	467,505	
金属製品総利益	19,831	
兼業事業総損失	△44,280	1,005,325
販売費及び一般管理費		427,240
営業利益		578,085
営業外収益		
違約金収入	2,793	
受取利息配当金	16,233	
その他の	4,648	23,675
営業外費用		
その他の	0	0
経常利益		601,760
特別損失		
固定資産売却損	24,434	24,434
税引前当期純利益		577,325
法人税、住民税及び事業税	186,000	
法人税等調整額	△9,134	176,865
当期純利益		400,460

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
						別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	310,000	310,093	10,949	321,043	77,500	7,200,000	3,674,128	10,951,628
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△97,224	△97,224
当 期 純 利 益							400,460	400,460
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬			1,651	1,651				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	1,651	1,651	－	－	303,235	303,235
当 期 末 残 高	310,000	310,093	12,600	322,694	77,500	7,200,000	3,977,363	11,254,863

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△667,096	10,915,574	247,611	247,611	11,163,185
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△97,224			△97,224
当 期 純 利 益		400,460			400,460
譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬	11,349	13,000			13,000
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△55,452	△55,452	△55,452
当期変動額合計	11,349	316,235	△55,452	△55,452	260,783
当 期 末 残 高	△655,747	11,231,810	192,158	192,158	11,423,968

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 三 木 崇 央
公認会計士 春 田 岳 亜

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンユー建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

サンユー建設株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所

指 定 社 員
業務執行社員
指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 三 木 崇 央
公認会計士 春 田 岳 亜

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンユー建設株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査機関その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

サンユー建設株式会社 監査役会

常勤監査役 宇 高 稚 彦 ㊟

社外監査役 工 藤 隆 志 ㊟

社外監査役 千 葉 進 ㊟

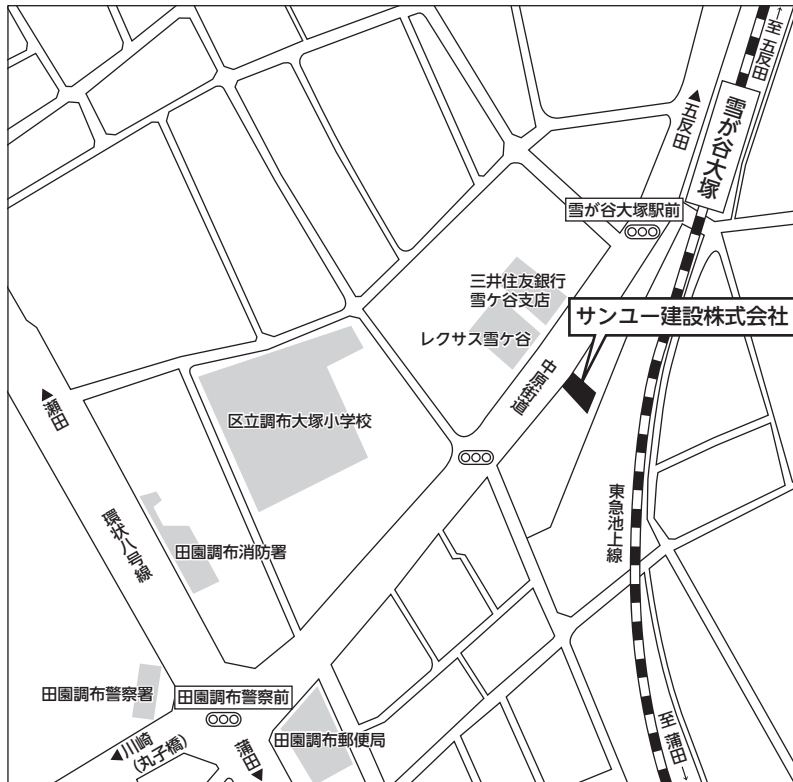
以 上

株主総会会場ご案内図

東京都大田区南雪谷2丁目17番8号

サンユウ建設株式会社 本社ビル5階会議室

・株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



<最寄り駅> 東急池上線「雪が谷大塚」駅 徒歩2分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。